

四日市市景観条例施行規則をここに公布する。

平成20年1月10日

四日市市長 井上哲夫

## 四日市市規則第2号

### 四日市市景観条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び四日市市景観条例(平成19年四日市市条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (景観計画提案の手續)

第2条 景観行政団体及び景観計画に関する省令(平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号。以下「省令」という。)第5条及び条例第6条に規定する提案は、景観計画提案書(第1号様式)によるものとし、次の各号に掲げるものを当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 省令第5条第1号に規定する景観計画の素案として作成する法第8条第2項第2号及び第3号に掲げる事項並びに行為の制限等に関し届出を要する行為及び届出等の適用を除外する行為に関する事項を記載した提案説明書(第2号様式)

ア 景観計画提案の対象となる土地の区域(以下「提案区域」という。)を示す縮尺2,500分の1以上の図面

(2) 省令第5条第2号に規定する土地所有者等の同意を得たことを証する書類として作成する景観計画提案同意書(第3号様式)

ア 提案区域内に存する土地の公図の写し

イ 提案区域内に存する土地所有者等の一覧表

ウ 提案区域内に存する土地の登記事項証明書

#### (景観計画提案を受けた場合で景観計画を変更しない場合の通知)

第3条 法第14条第1項及び条例第8条第2項の規定による通知は、景観計画提案についての通知書(第4号様式)によるものとする。

#### (行為の届出)

第4条 条例第11条第1項に規定する行為の届出は、当該行為の着手予定日の30日前までに、景観計画区域内における行為届出書(第5号様式)又は景観計画区

域内における行為変更届出書（第6号様式）によるものとする。

2 前項の届出の際は、別表第1の行為の種類欄に掲げる行為の区分に応じて定める添付図書の欄に掲げるものを添付しなければならない。ただし、行為変更の届出のときは、当該変更に係る図書の添付をもって足りるものとする。

3 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第1号及び前項に定める図書は、行為の規模が大きいため、各規定によって定められた縮尺の図書によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が適切と認めた縮尺の図書をもって作成することができる。

（国の機関等の行為の通知）

第5条 法第16条第5項に規定する通知は、景観計画区域内における行為通知書（第7号様式）によるものとする。この場合における添付書類は、前条第2項及び第3項の規定によるものとする。

（適合の通知）

第6条 条例第12条に規定する適合の通知は、景観計画区域内における行為制限適合通知書（第8号様式）によるものとする。

（行為の指導、勧告又は命令の書面等）

第7条 条例第15条に規定する行為の指導、勧告又は命令は、次の各号に掲げる行為の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 行為の指導 景観計画区域内における行為指導書（第9号様式）

(2) 行為の勧告 景観計画区域内における行為勧告書（第10号様式）

(3) 行為の命令 景観計画区域内における行為命令書（第11号様式）

2 前項第3号の規定により必要な措置を命じられた者は、法第17条第7項の規定に基づき、当該措置の状況を実施状況報告書（第12号様式）によりその対応状況を市長に報告しなければならない。

（行為者の変更）

第8条 条例第16条に規定する行為者の変更届は、行為者変更届（第13号様式）によるものとする。

（行為の中止）

第9条 条例第17条に規定する行為の中止届は、景観計画区域内における行為中止届（第14号様式）によるものとする。

（行為完了の届出等）

第10条 条例第18条に規定する行為の完了届は、景観計画区域内における行為

完了届（第15号様式）によるものとし、行為完了時点の現場の写真を添付しなければならない。

（身分を示す証明書）

第11条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第16号様式）によるものとする。

（公表）

第12条 条例第19条の規定により公表する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の対象となった行為、位置及び区域

(3) 事実の経緯

2 公表は、前項各号に掲げる事項を記載した文書を四日市市公告式規則（昭和42年規則第13号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示するとともに、広報よっかいち及び市ホームページへの掲載その他適切な手段により行うものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日までに、廃止前の四日市市都市景観条例施行規則によりなされた届出行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（四日市市都市景観審議会規則の廃止）

3 四日市市都市景観審議会規則（平成6年四日市市規則第21号）は、廃止する。

（四日市市都市景観条例施行規則の廃止）

4 四日市市都市景観条例施行規則（平成9年四日市市規則第47号）は、廃止する。

（都市整備部都市計画課）

別表第1(第4条関係)

行為の種類	添付図書		
	種類	縮尺	明示事項
建築物の建築等 又は 工作物の建設等	位置図	1/2,500以上	・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	1/100以上	・方位、敷地境界線、地形及び標高 ・届出に係る建築物又は工作物及び他の建築物又は工作物の位置 ・敷地に接する道路の位置及び幅員 ・付近の土地利用及び建築物等の現況 ・緑化等の位置、樹種及び面積(既存樹木等と新たに植栽する樹木等を区分すること。) ・附属設備、外構、附属建築物の位置、規模及び色彩 ・現況写真の撮影の位置及び方向
	各階平面図	1/100以上	・方位及び寸法 ・開口部の位置 ・各階の用途 建築物の外観の変更に係る届出及び工作物の擁壁、のり面、護岸、堤防等の届出の場合にあっては、不要とする。
	各立面図	1/50以上	・寸法、開口部、附属設備、外構、附属建築物の位置及び形状 ・外壁及び屋根の材料並びに色彩 ・広告塔又は広告板の位置、形状及び色彩 ・着色した完成予想図に明示事項を記入したのもも可
	現況写真 チェックシート		・行為の場所及び付近の現況カラー写真(2方向以上) ・景観に配慮工夫した点を記入
土石の採取 又は鉱物の掘採	位置図	1/2,500以上	・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	1/100以上	・方位、敷地境界線、地形及び標高 ・行為の場所及び付近の土地利用の現況 ・行為の場所に接する道路の位置及び幅員 ・現況写真の撮影の位置及び方向
	配置図	1/100以上	・方位、敷地境界線、地形及び標高 ・行為後の、のり面及び擁壁その他の構造物の位置、種類並びに規模 ・行為中おける採取地が周囲から目立たない措置の位置、種類、構造、規模及び色彩
	土地利用計画図	1/100以上	・方位、行為後の土地利用計画及び緑化計画
	断面図	1/100以上	・行為の前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置
	現況写真 チェックシート		・行為の場所及び付近の現況カラー写真(2方向以上) ・景観に配慮工夫した点を記入
開発行為 土地の形質の変更	位置図	1/2,500以上	・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	1/100以上	・方位、敷地境界線、地形及び標高 ・行為の場所及び付近の土地利用の現況 ・行為の場所に接する道路の位置及び幅員 ・現況写真の撮影の位置及び方向
	配置図	1/100以上	・方位、敷地境界線、地形及び標高 ・行為後の、のり面及び擁壁その他の構造物の位置、種類並びに規模
	土地利用計画図	1/100以上	・方位、行為後の土地利用計画及び緑化計画
	断面図	1/100以上	・行為の前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置
	現況写真 チェックシート		・行為の場所及び付近の現況カラー写真(2方向以上) ・景観に配慮工夫した点を記入
屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	位置図	1/2,500以上	・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	1/100以上	・方位、敷地境界線、地形及び標高 ・物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ、種類 ・塀等の位置、種類、構造及び規模 ・緑化等の位置、樹種及び面積 ・行為の場所に接する道路の位置及び幅員 ・現況写真の撮影の位置及び方向
	断面図	1/100以上	・集積され、又は貯蔵された物品の形状 ・集積され、又は貯蔵された物品と塀等の位置 ・塀等の種類、形状及び色彩
	現況写真 チェックシート		・行為の場所及び付近の現況カラー写真(2方向以上) ・景観に配慮工夫した点を記入

備考 1 この表により色彩を記載するときは、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載するなど、色調について詳しく記載するものとする。

2 他の法令により、別に許可、認可、確認等の申請を要する行為で、添付すべき図書等が定められているものについては、この表に掲げてある図書に準じるものをもって、これに代えることができる。

第 1 号様式(第 2 条関係)

景 観 計 画 提 案 書

年 月 日

四日市市長

住 所  
提案者 氏 名 印  
電 話

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四日市市景観条例施行規則第 2 条の規定により、景観計画について提案します。  
なお、提出書類について事実と相違ないことを申し添えます。

	整理番号
提案を行う景観計画の名称	
提案を行う景観計画の対象となる地域名	

提 案 説 明 書

提案を行う景観計画の名称		
提案を行う景観計画の対象となる地域名		
景観計画の素案	提案区域の良好な景観の形成に関する方針	
	提案区域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
	提案区域の行為の制限等に関し届出を要する行為並びに届出等の適用を除外する行為に関する事項	
都市計画の決定又は変更	伴う          伴わない	
提案理由		
提案に係る区域の面積	m <sup>2</sup>	
提案に係る区域内の土地所有者等の総数	名	
提案に係る区域内の土地所有者等の同意者の数	名	
提案に係る区域内の土地の総地積等	区域内の土地の総地積	区域内の借地権の目的となっている土地の総地積
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合計	m <sup>2</sup>
提案に係る区域内の同意した者が所有する土地の地積等	同意した者が所有する区域内の土地の地積	同意した者が有する借地権の目的となっている区域内の土地の地積
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合計	m <sup>2</sup>
(事務処理欄)		



景観計画提案についての通知書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

四日市市長 印

年 月 日付けで提出のあった景観計画提案について、提案を踏まえた景観計画の変更をしないこととなりましたので、四日市市景観条例施行規則第3条の規定により、次のとおり通知します。

整理番号

提案を行う景観計画の名称

理 由



景観計画区域内における行為届出書

四日市市長

住所  
 届出者 氏名 印  
 電話  
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四日市市景観条例施行規則第4条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

行為の場所		四日市市						
		市街化区域(用途地域: )		市街化調整区域	その他			
行為の種類	建築物 新築 増築 改築 移転 外観を変更する 修繕 模様替え 色彩変更	用途			敷地面積 m <sup>2</sup>			
			届出部分		既存部分	合計		
		建築面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		延べ面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		高さ	m		m			
		外観変更面積	m <sup>2</sup>					
	工作物 新設 増築 改築 移転 外観を変更する 修繕 模様替え 色彩変更	種類			敷地面積 m <sup>2</sup>			
			届出部分		既存部分	合計		
		築造面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		高さ	m		m	m		
		長さ	m		m	m		
		外観変更面積	m <sup>2</sup>					
	開発行為 (許可を受けないもの) 土石の採取 鉱物の掘採 土地の形質の変更		届出部分		既存部分	合計		
		面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		のり面 又は擁壁	高さ	m	高さ	m	高さ	m
		長さ	m	長さ	m	長さ	m	
屋外における土石 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		届出部分		既存部分	合計			
	面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	高さ	m		m				
	種類							
行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
設計者 (代理者)	住所	電話						
	名称	担当						
施工者	住所	電話						
	名称	担当						

行為の内容	建築物			届出部分		既存部分			
		仕上げ材料	屋根						
			外壁						
		色彩	屋根						
			外壁						
				届出部分		既存部分		合計	
		緑化・植栽面積		㎡ ( % )		㎡ ( % )		㎡ ( % )	
		樹種							
		建ぺい率		%		%			
		容積率		%		%			
	住戸数		戸		戸		戸		
	駐車台数		台		台		台		
	構造								
	階数		地上	階	地上	階	地上	階	
			地下		地下		地下		
	工作物			届出部分		既存部分			
		構造							
		仕上げ材料							
		色彩							
	建築物 工作物 共通 (該当するものを で囲んでください。)	附属設備	高架水槽・冷却塔・排気塔・エレベーター機室・アンテナ・屋外階段・バルコニー その他( )						
外構		塀・柵・フェンス・門・駐車場・舗装 その他( )							
附属建築物		自動車車庫・駐輪場・ごみ置場 その他( )							
開発行為 土石の採取 又は鉱物の 掘採 土地の形質 の変更			届出部分		既存部分		合計		
	のり面・擁壁の素材								
	のり面の勾配		%		%				
	緑化・植栽面積		㎡ ( % )		㎡ ( % )		㎡ ( % )		
	樹種								
屋外における 土石、廃棄物、再生 資源その他の物件の堆積			届出部分		既存部分		合計		
	塀等の高さ		m		m				
	塀等の色彩								
	緑化・植栽面積		㎡ ( % )		㎡ ( % )		㎡ ( % )		
	樹種								
敷地境界からの距離		m		m					
その他の参考事項									

処理欄(以下の欄には記入しないでください。)

受付	適合通知	指導	勧告	命令
	第 号	第 号	第 号	第 号
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号

(注意事項)

- 1 届出書の提出を届出者以外（代理者）が行う場合は、委任状を添付してください。
- 2 提出部数は、2部とします。

(記入要領)

- 1 必要に応じて、 にレ印を付けてください。
- 2 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入して下さい。
- 3 色彩欄については、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載するなど、色調について詳しく記入して下さい。
- 4 工作物の高さは、単独の工作物にあっては当該工作物の高さを、建築物と一体となって設置されるものにあっては当該工作物の上端までの高さを記入して下さい。
- 5 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する行為にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入して下さい。
- 6 この届出書には、行為の種類に応じて、別表第1に掲げる図書のうち必要なものを添付して下さい。

景観計画区域内における行為変更届出書

四日市市長

住所  
 届出者 氏名 印  
 電話  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四日市市景観条例施行規則第4条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

行為の場所		四日市市						
		市街化区域(用途地域: )		市街化調整区域	その他			
行為の種類	建築物 新築 増築 改築 移転 外観を変更する 修繕 模様替え 色彩変更	用途	変更前		変更後			
		敷地面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
		建築面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
		延べ面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
		高さ	m		m			
		外観変更面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
		種類						
	工作物 新設 増築 改築 移転 外観を変更する 修繕 模様替え 色彩変更	敷地面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
		築造面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
		高さ	m		m			
		長さ	m		m			
		外観変更面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
	開発行為 (許可を受けないもの) 土石の採取 鉱物の掘採 土地の形質の変更	面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
		のり面 又は擁壁	高さ	m	高さ	m		
		種類						
	屋外における土石 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
		高さ	m		m			
		種類						
行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
設計者 (代理者)	住所				電話			
	名称				担当			
施工者	住所				電話			
	名称				担当			

行為の内容	建築物			変更前	変更後
		仕上げ材料	屋根		
			外壁		
		色彩	屋根		
			外壁		
		緑化・植栽面積		m <sup>2</sup> ( % )	m <sup>2</sup> ( % )
		樹種			
		建ぺい率		%	%
		容積率		%	%
		住戸数 駐車台数		戸 台	戸 台
	構造				
	階数		地上 地下	地上 地下	
	階		階	階	
	工作物	構造			
		仕上げ材料			
		色彩			
	建築物 工作物 共通 (該当するものを で囲んでください。)	附属設備	高架水槽・冷却塔・排気塔・エレベーター機室・アンテナ・屋外階段・バルコニー その他( )		
		外構	塀・柵・フェンス・門・駐車場・舗装 その他( )		
		附属建築物	自動車車庫・駐輪場・ごみ置場 その他( )		
	開発行為 土石の採取 又は鉱物の 掘採 土地の形質 の変更			変更前	変更後
のり面・擁壁の素材					
のり面の勾配		%	%		
緑化・植栽面積		m <sup>2</sup> ( % )	m <sup>2</sup> ( % )		
屋外における 土石、廃 棄物、再生 資源その他 の物件の堆 積	樹種				
	塀等の高さ		m	m	
	塀等の色彩				
	緑化・植栽面積		m <sup>2</sup> ( % )	m <sup>2</sup> ( % )	
	樹種				
敷地境界からの距離		m	m		
その他の 参考事項					

処理欄(以下の欄には記入しないでください。)

受付	適合通知	指 導	勸 告	命 令
	第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号

(注意事項)

- 1 届出書の提出を届出者以外（代理者）が行う場合は、委任状を添付してください。
- 2 提出部数は、2部とします。

(記入要領)

- 1 必要に応じて、 にレ印を付けてください。
- 2 変更後欄は、変更した事項のみ記入してください。
- 3 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入して下さい。
- 4 色彩欄については、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載するなど、色調について詳しく記入して下さい。
- 5 工作物の高さは、単独の工作物にあっては当該工作物の高さを、建築物と一体となって設置されるものにあっては当該工作物の上端までの高さを記入して下さい。
- 6 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する行為にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入して下さい。
- 7 この届出書には、行為の種類に応じて、別表第1に掲げる図書のうち必要なものを添付して下さい。

景観計画区域内における行為通知書

四日市市長

通知提出者 氏 名 印  
 (担当部署)  
 (担当者)  
 (電話番号)

四日市市景観条例施行規則第5条の規定により、関係図書を添付して、次のとおり通知します。

行為の場所		四日市市					
		市街化区域(用途地域: )		市街化調整区域	その他		
行為の種類	建築物 新築 増築 改築 移転 外観を変更する 修繕 模様替え 色彩変更	用途	敷地面積		m <sup>2</sup>		
			届出部分	既存部分	合計		
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		高さ	m	m			
		外観変更面積	m <sup>2</sup>				
	工作物 新設 増築 改築 移転 外観を変更する 修繕 模様替え 色彩変更	種類	敷地面積				
			届出部分	既存部分	合計		
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		高さ	m	m	m		
		長さ	m	m	m		
		外観変更面積	m <sup>2</sup>				
	開発行為 (許可を受けないもの) 土石の採取 鉱物の掘採 土地の形質の変更		届出部分	既存部分	合計		
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		のり面 又は擁壁	高さ 長さ	高さ 長さ	m m	高さ 長さ	m m
		種類					
屋外における土石 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		届出部分	既存部分	合計			
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	高さ	m	m				
種類							
行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年 月 日	
設計者 (代理者)	住所	電話					
	名称	担当					
施工者	住所	電話					
	名称	担当					

行為の内容	建築物			届出部分		既存部分			
		仕上げ材料	屋根						
			外壁						
		色彩	屋根						
			外壁						
				届出部分		既存部分		合計	
		緑化・植栽面積		㎡ ( % )		㎡ ( % )		㎡ ( % )	
		樹種							
		建ぺい率		%		%			
		容積率		%					
	住戸数		戸		戸		戸		
	駐車台数		台		台		台		
	構造								
	階数		地上 地下		地上 地下		地上 地下		
			階		階		階		
			階		階		階		
	工作物			届出部分		既存部分			
		構造							
		仕上げ材料							
		色彩							
	建築物 工作物 共通 (該当するものを で囲んでください。)	附属設備	高架水槽・冷却塔・排気塔・エレベーター機室・アンテナ・屋外階段・バルコニー その他( )						
		外構	塀・柵・フェンス・門・駐車場・舗装 その他( )						
		附属建築物	自動車車庫・駐輪場・ごみ置場 その他( )						
	開発行為 土石の採取 又は鉱物の 掘採 土地の形質 の変更			届出部分		既存部分		合計	
		のり面・擁壁の素材							
		のり面の勾配		%		%			
		緑化・植栽面積		㎡ ( % )		㎡ ( % )		㎡ ( % )	
	樹種								
屋外における 土石、廃棄物、再生 資源その他の物件の堆積			届出部分		既存部分		合計		
	塀等の高さ		m		m				
	塀等の色彩								
	緑化・植栽面積		㎡ ( % )		㎡ ( % )		㎡ ( % )		
	樹種								
敷地境界からの距離		m		m					
その他の参考事項									

処理欄(以下の欄には記入しないでください。)

受付	(事務処理欄)
----	---------



(注意事項)

- 1 届出書の提出を届出者以外（代理者）が行う場合は、委任状を添付してください。
- 2 提出部数は、2部とします。

(記入要領)

- 1 必要に応じて、 にレ印を付けてください。
- 2 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入して下さい。
- 3 色彩欄については、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載するなど、色調について詳しく記入して下さい。
- 4 工作物の高さは、単独の工作物にあっては当該工作物の高さを、建築物と一体となって設置されるものにあっては当該工作物の上端までの高さを記入して下さい。
- 5 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する行為にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入して下さい。
- 6 この届出書には、行為の種類に応じて、別表第1に掲げる図書のうち必要なものを添付して下さい。

景観計画区域内における行為制限適合通知書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

四日市市長 印

年 月 日付で届出のあった行為について、景観法第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

		整理番号	
行為の場所	四日市市		
行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転	外観を変更する 修繕 模様替え 色彩変更
	工作物	新設 増築 改築 移転	外観を変更する 修繕 模様替え 色彩変更
	開発行為		
	土石の採取、鉱物の掘採		
	土地の形質の変更		
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	行為の期間	着手予定日	年 月 日
制限解除日	年 月 日		
その他事項			

景観計画区域内における行為指導書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

四日市市長 印

年 月 日付で届出のあった行為について、四日市市景観条例施行規則第7条第1項の規定により下記のとおり指導します。

		整理番号
行為の場所	四日市市	
行為の種類		
行為届出日	年 月 日	
着手予定日	年 月 日	
指導内容		
備考		

景観計画区域内における行為勧告書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

四日市市長 印

年 月 日付で届出のあった行為について、四日市市景観条例施行規則第7条第1項の規定により下記のとおり勧告します。

	整理番号
行為の場所	四日市市
行為の種類	
行為届出日	年 月 日
着手予定日	年 月 日
勧告事項	
備考	

景観計画区域内における行為命令書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

四日市市長 印

四日市市景観条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により、 年 月 日までに次の措置をとるよう命じます。

		整理番号
行為の場所	四日市市	
行為の種類		
行為届出日	年 月 日	
行為者	住所	
	氏名	電話
施工者	住所	
	氏名	電話
命令事項		
備考		

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に四日市市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

実施状況報告書

年 月 日

四日市市長

住 所  
行為者 氏 名 印  
電 話

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四日市市景観条例施行規則第7条第2項の規定により、行為命令を受けた後の実施状況を下記のとおり報告します。

行 為 の 場 所	四日市市
行 為 の 種 類	
命 令 の 日	年 月 日
命 令 の 内 容	
措 置 の 実 施 状 況	
( 事 務 処 理 欄 )	

行為者変更届

年 月 日

四日市市長

行為者 住所  
氏名 印  
電話

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四日市市景観条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

行為の場所		四日市市	
行為の種類			
行為届出日		年 月 日	
行為者	変更前	住所	
		氏名 (名称)	電話
	変更後	住所	
		氏名 (名称)	電話
変更理由			
(事務処理欄)			

景観計画区域内における行為中止届

年 月 日

四日市市長

住所  
行為者 氏名 印  
電話

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四日市市景観条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

行為の場所	四日市市
行為の種類	
行為届出日	年 月 日
適合通知日	年 月 日
行為着手日	年 月 日
行為中止日	年 月 日
(事務処理欄)	



景観計画区域内における行為完了届

年 月 日

四日市市長

住所  
行為者 氏名 印  
電話

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四日市市景観条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

行為の場所	四日市市
行為の種類	
行為届出日	年 月 日
適合通知日	年 月 日
行為着手日	年 月 日
行為完了日	年 月 日
添付資料	行為完了時点の現場写真
(事務処理欄)	

第16号様式(第11条関係)

(表面)

		第	号
写真	身分証明書		
	所属 氏名		
上記の者は、景観法の規定による立入検査又は立入調査の権限を有するものであることを証明する。			
年 月 日交付			
四日市市長			印
有効期限	年 月 日	まで	

(裏面)

景観法第17条(抜粋)	
7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。	
8 (略)前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。	
9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	